

令和3年 春の全国交通安全運動 青森県トラック協会実施計画

令和3年4月 (公社)青森県トラック協会

青森県トラック協会(以下、青ト協という。)は、全日本トラック協会、青森県交通対策協議会及び東北運輸局策定の実施計画に基づき、下記のとおり令和3年春の全国交通安全運動実施項目を定め、4月6日(火)から同月15日(木)までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、本交通安全運動を推進する。また、実施にあたっては、全国運動重点の「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組むものとする。

記

1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者等」)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や、事故の半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

< 最重点推進項目 >

(1) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故及び、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故の4割を占める交差点事故を防止するため、全ト協で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」、「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」等を活用した運転者教育を実施し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車両への車載カメラ装着促進を図る。

< 重点推進項目 >

(3) 子供と高齢者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

(4) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、夕暮れ時の前照灯の早めの点灯と、夜間は昼間よりも控えめの速度で走行することを励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者・自転車等の安全確認の励行を徹底する。また、信号機のない横断歩道における歩行者の優先を徹底する。

(5) 運転中の携帯・スマートフォン等の使用禁止の徹底

運転中の携帯電話、スマートフォン等の使用等(保持による通話・画像注視する行為)禁止と、令和元年12月の道路交通法改正による罰則強化について周知徹底を図る。

(6) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性と、令和2年6月の道路交通法改正による罰則強化について周知を図り、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。

(7) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(8) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(9) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(10) 過労運転の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(11) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性確保

事業者等は、大型トラックのスペアタイヤ等について平成30年10月1日から3ヶ月ごとの定期点検が義務付けられていることを踏まえつつ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

4. 広報活動の推進

- (1) 青ト協は、ポスター、会報、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等への参加に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3) 青ト協は、テレビ、ラジオ放送、新聞広告を活用した交通安全運動のPRを行い、運転者のほか、広く一般市民に対し交通安全意識の高揚を図る。特に、4月10日(土)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることに重点を置く。
- (4) 青ト協各支部は、指導車による巡回広報を実施する。尚、その際はマスク着用、手指消毒用アルコールの携行等の新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

5. 報 告

本運動終了後、青ト協本部経由にて青森運輸支局長へ実施結果報告書を提出いたしますので、4月16日(金)までに下記提出先へ送付、持参願います。(期日厳守)

提出方法： 郵送、ファックス、持参 いずれも可

提出先： 郵送先 〒030-0111 青森市大字荒川字品川 111-3
(公社)青森県トラック協会 交通安全運動係
FAX送信先 017-729-2266

※ 参考資料等については、青ト協ホームページ(<http://aotokyo.or.jp>)「青ト協からのお知らせ」からダウンロード出来ますので、ご利用ください。

- ◇ 飲酒運転防止対策マニュアル
- ◇ トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～
- ◇ トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～
- ◇ 警察庁 令和元年改正道路交通法リーフレット(運転中のスマホ使用罰則強化)
- ◇ 警察庁 令和2年改正道路交通法リーフレット(あおり運転は犯罪！免許取消！)
- ◇ トレーラハンドブック
- ◇ 鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック
- ◇ 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル
- ◇ トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)
- ◇ WEB版ヒヤリハット集
- ◇ 自動車点検整備推進運動実施要領
- ◇ 不正改造車を排除する運動実施要領
- ◇ トラックの重大事故にかかる統計データ
- ◇ 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」配信サービス

4月10日(土)は 「交通事故死ゼロを目指す日」です

子供と高齢者を始めとする 歩行者の安全の確保

歩行者も交通ルールを守りましょう！

通学中の児童が死傷する事故が発生するなど、道路において子供が危険にさらされています。通園・通学路等の安全を再確認しましょう。また、交通事故死者数の半数以上を高齢者が占めています。高齢者は身体機能の変化を理解し、横断歩道では走行車両がないことなど安全を確認してから渡るようにしましょう。

左右を確認！



歩行者も交通ルールを守りましょう！



交通事故を
ゼロに！

交通ルールを守ろう。 みんなで交通事故を ゼロにしよう。

自転車の安全利用の推進

自転車は車の仲間です！

〔自転車安全利用五則〕

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

安全運転
安全確認



歩行者等の保護を始めとする 安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先です！

自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故の多くは歩行者が横断中の事故です。横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。



令和3年 4月6日(火)～4月15日(木)



春の全国交通安全運動

